

教員活動評価（３段階評価）＆教員勤務実績評価（５段階評価）に共通な

教育学部評価実施要領

【はじめに】埼玉大学教育学部は、埼玉大学に於いて平成 18 年度から実施される「教員活動評価」（実施主体：教育・研究等評価センター〔以下「評価センター」と略〕）と「教員勤務実績評価」（実施主体：各部長等）の二つの評価について、評価センターが策定した前者に関する評価実施要項（H.18.1.19）に基づきながら、次のような共通した学部評価実施要領を定め、これに基づいて二つの評価を実施する。なお、両評価の間で評価の仕方等について異なる部分は、５．（２）と（３）および６．（２）と（３）である。

＊ 以下、「教員活動評価」を「活動評価」と、「教員勤務実績評価」を「勤務評価」と略記する。

1. 評価領域

- ① 教育活動：教師になりたい等の学生の自己実現をどれだけ支援したか、自身の教育者としての自己実現をどれだけ進めたか
- ② 研究活動（制作・出展・演奏・競技参加等を含む）：自身の研究者（芸術家・競技者等を含む）としての自己実現をどれだけ進めたか、学問研究（芸術・スポーツ等）の領域でどれだけ貢献したか
- ③ 地域・社会・世界への貢献：①②に関連した活動を通して、どれだけ社会と人類に貢献したか
- ④ 学部・大学の運営への参画・参加：①②③の実現（総じて学部・大学の自己実現）のための制度的な条件を維持・発展させるために、どれだけ学部・大学の組織運営（委員会活動等）に参画・参加したか

2. 評価領域ごとの評価項目

① 教育活動

以下の a.～h.のうち、該当する評価項目について前年度の活動実績を報告する。i.は次年度における前年度評価の基準とする。

- a. 学部・大学院（修士課程、専門職学位課程）の講義・演習・実験等の担当
- b. 学部学生・大学院学生（修士課程、専門職学位課程）の研究指導
- c. 学部学生・大学院学生（修士課程、専門職学位課程）の教育実習・学外体験学習への支援（委員会活動以外で）
- d. 学部学生・大学院学生（修士課程、専門職学位課程）の教職その他の就職・進学への指導・支援
- e. 教育の内容・方法についての工夫・改善
- f. 学部学生・大学院学生の学生生活への支援

- g. 留学生・現職教員長期研修生の受け入れと指導
- h. 連合大学院学生（博士課程）の研究指導
- i. 以上の評価項目についての当該年度の目標

② 研究活動（制作・出展・演奏・競技参加等を含む）

以下の a.～l.のうち、該当する評価項目について前年度の活動実績を報告する。m.は次年度における前年度評価の基準とする。

- a. 著書（編著、単著、共著等）
- b. 研究論文（審査付かないしそれと同レベル）
- c. 研究論文等（紀要等）
- d. 翻訳
- e. 学会発表等（シンポジウムの報告者等を含む）
- f. 作品展示・演奏会・競技での記録等
- g. 研究（制作・出展・演奏・競技参加等）に関する受賞
- h. 特許・実用新案等（申請中を含む）
- i. 学内研究費獲得
- j. 研究のための外部資金獲得（科学研究費を含む）
- k. 学部内・大学内・学外との共同研究の推進
- l. 以上 a.～k.の成果と教育との関連・波及効果
- m. a.～k.についての当該年度の目標

③ 地域・社会・世界への貢献

以下の評価項目のうち、該当する評価項目について前年度の実績を報告する。

- a. 学部企画、県・市教育委員会企画の現職教員の各種研修
- b. 国・県・市などの各種審議会委員、委員会委員（委員長等）
- c. 県・市教育委員会、学校、教育研究団体などからの委嘱による地域教育貢献（講師・委員等）
- d. 学会活動（委員・幹事・編集担当・会長・委員長等）
- e. 展覧会審査・コンクール審査活動（審査委員・審査委員長等）
- f. 市民講座・NGO/NPO 活動・地域行事（ex.咲いたまつり）への参加等
- g. 海外支援活動
- h. その他

④ 学部・大学の運営への参画・参加

以下の評価項目のうち、該当する評価項目について前年度の実績を報告する。

- a. 学部の役職・委員等
 - ・学部長
 - ・副学部長
 - ・附属学校園長

(以上3つは「活動評価」のみの評価対象とする。)

- ・学部長補佐
- ・学部の各種委員会委員（委員長等）
- ・学部の WG メンバー（主査等）
- ・講座内分担（主任・代議員等）
- ・連合大学院分担（部会代表等）
- ・教大協関東地区評議員
- ・その他

b. 大学の役職・委員等

- ・教育研究評議員

(これは「活動評価」のみの評価対象とする。)

- ・大学の委員会委員（委員長等）
- ・全学機構等の兼任室員・兼任センター員等
- ・学長懇話会メンバー
- ・大学の WG メンバー（主査等）
- ・その他

c. 入試業務（b.の委員会業務と重複も可）

- ・入試問題作成
- ・入試監督
- ・入試問題採点
- ・その他

d. その他の学部・大学の諸活動への参加

- ・大学説明会・高校等への出張講義（a.b.の委員会業務と重複も可）
- ・教員を対象とする FD 企画、学部・大学の教員研修への参加
- ・学部企画行事への参加
- ・全学企画行事への参加
- ・その他

3. 評価領域への努力配点の設定（努力配点の自己申告は現在行っていない。）

- ① 各教員の一年間の、教員としての活動に注ぐ努力の総体を 10 点とする。
- ② 「教育活動」「研究活動」は各 3 点を標準努力配点とする。「地域・社会・世界への貢献」「学部・大学の運営への参画・参加」は各 1 点を標準努力配点とする。
- ③ 標準の合計点との差の 2 点をどの評価領域に加点するかは、各教員の自由裁量とする。
- ④ 前年度および当該年度の努力配点を自己申告する。したがって、前者は事後申告、後者は事前申告となる。

- ⑤ 活動報告書の提出に際して事後申告を、前年度に事前申告した努力配点と異なった努力配点に変更したい場合には、その理由を書くこと。
- ⑥ ①～③の標準努力配点とせず、特別な配点とする場合には、その理由を書くこと
 （例：一年間の海外研修にあたり「研究活動」への配点を10点とし、したがって「教育活動」「地域・社会・世界への貢献」「学部・大学の運営への参画」への配点を0点とする；副学部長職を遂行するために「学部・大学の運営への参画・参加」への配点を4点とし、「教育活動」「研究活動」「地域・社会・世界への貢献」への努力配点を各2点とする、等）。

4. 評価項目の到達基準

- ① 教育活動の評価項目について：
 - a. 学部・大学院（修士課程、専門職学位課程）のカリキュラム上の標準的な担当分を担ったか
 - b. 担当する学部学生（卒業論文）、大学院学生（修士課程、専門職学位課程）の修士論文等の指導を丁寧にしたか
 - c. 所属する講座の標準的な支援を実行したか
 - d. 担当する学部学生・大学院学生（修士課程、専門職学位課程）の進路指導を親身にしたか
 - e. 何らかの新しい工夫・改善（講義内容のいっそうの充実等）を施したか
 - f. とくに到達基準を設けない
 - g. 留学生・現職教員長期研修生を受け入れて、指導を親身にしたか
 - h. 担当する大学院学生（博士課程）の研究および博士論文の指導を丁寧にしたか
 - i. とくに到達基準を設けない
- ② 研究活動（制作・出展・演奏・競技参加等を含む）の評価項目について：
 - a. 直近の5年間で、共著1冊以上
 - b. 直近の5年間で、1本以上
 - c. 直近の5年間で、2本以上
 - d. とくに到達基準を設けない
 - e. 直近の5年間で、1回以上
 - f. 直近の5年間で、1回以上
 - g. とくに到達基準を設けない
 - h. とくに到達基準を設けない
 - i. 直近の5年間で、3年以上
 - j. 直近の5年間で、2年以上
 - k. とくに到達基準を設けない
 - l. とくに到達基準を設けない

m. とくに到達基準を設けない

[ただし過渡的措置として、H.20 年度実施の「活動評価」「勤務評価」までは H.16 年度以降の実績を評価対象とする。]

③ 地域・社会・世界への貢献の評価項目について：

a. [教授] 直近の 3 年間で、2 回以上 [准教授・講師] 同 1 回以上

b. [教授] 直近の 3 年間で、2 回以上 [准教授・講師] 同 1 回以上

c. [教授] 直近の 3 年間で、1 回以上 [准教授・講師] とくに到達基準を設けない

d. [教授] 直近の 3 年間で、1 回以上 [准教授・講師] とくに到達基準を設けない

e. [教授] 直近の 3 年間で、1 回以上 [准教授・講師] とくに到達基準を設けない

f. とくに到達基準を設けない

g. とくに到達基準を設けない

[ただし過渡的措置として、H.18 年度実施の「活動評価」「勤務評価」は H.16 年度以降の実績を評価対象とする。]

④ 学部・大学の運営への参画・参加の評価項目について：

a. [教授] 直近の 3 年間で、(i) 学部の何らかの委員会委員ないし何らかの WG 委員を 2 種類以上、各 2 年以上、(ii) 講座内分担を 2 種類以上、各 2 年以上
[准教授・講師] 直近の 3 年間で、(i) 学部の何らかの委員会委員ないし何らかの WG 委員を 1 種類以上、各 2 年以上、(ii) 講座内分担を 1 種類以上、各 1 年以上

b. [教授] 直近の 3 年間で、大学の何らかの委員会委員ないし何らかの WG 委員を 1 種類以上、各 1 年以上
[准教授・講師] とくに到達基準を設けない

c. [教授] 教授に期待される入試業務を遂行したか
[准教授・講師] 准教授・講師に期待される入試業務を遂行したか

d. [教授] 直近の 3 年間で、該当する活動参加を 6 回以上
[准教授・講師] 直近の 3 年間で、該当する活動参加を 2 回以上

[ただし過渡的措置として、H.18 年度実施の「活動評価」「勤務評価」は H.16 年度以降の実績を評価対象とする。]

5. 総合評価の仕方

(1) 「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」(H.18.1.19 評価センター策定) の「4. 評価組織・評価者」の(3)に「部局長は、個人評価委員会(教員評価委員会)を設置することができる」とあるが、教育学部は、二つの評価の責任

を明確にすること、学部教員の仕事を増やさないこと、の二つの観点から、この種の評価委員会は設置しない。

(2)「活動評価」は以下の手順で、学部長が行う。

各教員について、評価領域ごとに、評価項目ごとの自己報告を到達基準に照らして総合的に評価し、**3 2 1**の三段階評価を施す。

3：当該評価領域における活動は、基準を凌駕して、優れている。

2：当該評価領域における活動は、基準に達している。

1：当該評価領域における活動は、基準に達していない。

＊ この評価は絶対評価とする。

＊ 学部長は必要に応じて、評価対象教員と個別面談をする。また、学部長は必要に応じて、評価対象教員に報告内容の証明を求めることができる。

＊ 3. ⑥により配点を0点とすることが認められた評価領域については、評価を**2**とする。

(3)「勤務評価」は以下の手順で、学部長が行う。

① 5. (2) の評価**3**を3点、評価**2**を2点、評価**1**を1点とし、これに3. ④による事後申告（多くの場合、前年度提出の活動報告における事前申告に一致する）の評価領域ごとの努力配点を掛け合わせた数値を、評価領域ごとの小計点数とする。

② 各教員について、①の四評価領域の小計点数を合計した総合点（30 点満点）をもとに、ABCDE の五段階評価を施す。

A：教員勤務実績は、総合的に見てたいへん優れている。

B：教員勤務実績は、総合的に見て優れている。

C：教員勤務実績は、総合的に見て水準に達している。

D：教員勤務実績は、総合的に見て水準に達していない。

E：教員勤務実績は、総合的に見て水準を著しく下回る。

＊ 学部長は必要に応じて、評価対象教員と個別面談をする。とくに、D 評価ないし E 評価とするときには、原則として個別面談をする。

③ A 評価と B 評価と C 以下の評価の三区分については、相対評価とする。

6. 特記事項

(1) 評価領域・評価項目・到達基準は公開する。

(2) 教員は学部長が実施する「活動評価」の結果について異議がある場合には、通知日から2週間以内に学部長に異議申し立てを行うことができる。

2. 教員から異議申し立てがあったときは、学部長は申し立ての日から2週間以内に当該教員から意見を聴取して、慎重に検討した上で再度評価を行い、その結果を速やかに当該教員に通知する。

3. 教員はさらに異議がある場合は、学長に異議を申し立てることができる。
- (3) 教員は学部長が実施する「勤務評価」の結果について異議がある場合には、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第 53 条に基づく苦情処理委員会に異議申し立てを行うことができる。
- (4) 学部長は、とくに高い「活動評価」を受けた教員に対して、その活動のいっそうの向上を促すための適切な措置を施す。
2. 学部長は、とくに低い「活動評価」を受けた教員に対して、必要に応じて、活動状況の調査を行うとともに、活動状況の改善に関して適切な助言・指導を施す。
- (5) 各教員の「活動評価」の結果は個人情報として取り扱い、公表しない。
- (6) 学部長は学部教員の「活動評価」の結果を、講座等の単位でまとめ、公表する。
- (7) 学部長は学部教員の「活動評価」の結果を「所見を記入した教員活動評価の結果」、「教員活動評価一覧」、および「教育学部における教員活動評価」としてまとめ、評価センターに報告する。
2. 評価センターは各部局長等から提出された上記の 3 つの報告を集計・分析し、その結果を学長に報告する。
- (8) 学長は各部局等の活動評価結果に基づき、全学の教員の活動の現状について公表する。

7. 学部長の評価

学部長の評価は、①教員としての「活動評価」および「勤務評価」については、前年度の活動実績を教育学部選出の教育研究評議員に報告し、上記の実施要領に沿って評議員から両評価を受けるものとし、②学部長としての「活動評価」および「勤務評価」は、大学の監事による監査と、学長による評価によるものとする。

8. 実施スケジュール

〈平成 18 年〉

6～7 月 学部評価実施要領 審議・承認

8 月 学部評価実施要領により、各教員は平成 17 年度活動報告書（および平成 18 年度の目標）を評価センターに提出する。締切：8 月 25 日（金）

9 月 学部長は評価センターから提供された教員活動報告書をもとに、各教員について活動評価および勤務評価を実施し、評価結果を各教員に通知する。

10 月 異議申し立ての期間を設定する（通知日から 2 週間以内）。学部長は活動評価結果を評価センターに、勤務評価結果を総務担当理事に報告する。

11 月 評価センターは活動評価結果を学長・役員会に報告する。

平成 19 年 1 月 学長は勤務評価結果を給与に反映させる。

〈平成 19 年以降〉

- 4～5月 各教員は前年度活動報告書（および当年度の目標）を評価センターに提出する。
- 6～7月 学部長は活動評価および勤務評価を実施する。
- 8月 学部長は評価結果を各教員に通知する。異議申し立ての期間を設定する（通知日から2週間以内）。
- 9月 学部長は活動評価結果を評価センターに、勤務評価結果を総務担当理事に報告する。
- 10月 評価センターは活動評価結果を学長・役員会に報告する。
- 翌年1月 学長は勤務評価結果を給与に反映させる。

9. 活動報告書の書式

教育学部教員が評価センターに提出する活動報告書の書式は、評価センターが定めた所定の書式に基づきながら、そのなかに適宜、教育学部特有の評価項目の記入欄を挿入した形式のものとする。

[ただし H.18 年 8 月に提出する活動報告は、評価センターの定めた標準書式を用い、最後の「5 御意見」の欄に各自の「努力配点」を記入する、等の臨機措置を施す（7 月 31 日付別紙参照）。]

[付記] 06.6.30 教授会提案

06.7.21 教授会修正提案、一部削除の上承認

06.7.31 7.27 の部局長会議にて理事、センター長から指摘があり、さらに一部修正を加えたものを、活動報告書の書式の案内と同時に、学部の全教員に再配布

22.5.13 教授会確認